

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年11月17日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCMダイキ岡山店

所在地 岡山市南区藤田560番地236ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DCM株式会社

住所 東京都品川区南大井六丁目22番7号

代表者の氏名 代表取締役 石黒 靖規

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の名称	代表者	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後)

小売業者の名称	代表者	住所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

(4) 変更年月日

令和3年3月1日

(5) 変更理由

DCMダイキ株式会社がDCM株式会社に吸収合併されたため

2 届出年月日

令和3年11月12日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年11月17日から令和4年3月17日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課